

秋田県告示第380号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき、公表する。

令和3年6月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙 <u>1－1から1－8まで</u> にそれぞれ定めるものとする。	秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1－1、別紙1－2、別紙1－3、別紙1－4、別紙1－5及び別紙1－6にそれぞれ定めるものとする。

（別紙1－6）の次に、（別紙1－7）及び（別紙1－8）を加える。

(別紙 1－7)

1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

イの対象とする漁業がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

定置網漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業、第5項第2号に規定する第二種共同漁業に基づく小型定置網漁業、調整規則第4条第1項第9号に掲げる建網漁業をいう。以下同じ。）及びその他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群漁業に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（隻日）
定置漁業	1,200
小型定置網漁業及び建網漁業	20,200

5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1－8)

1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群B海域

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域(外国の領海及び排他的経済水域を除く。)

イ 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業のうち、手繰第一種漁業(許可省令第70条第1項第2号に規定する小型機船底びき網漁業のうち、第72条第1項第1号に規定する手繰第一種漁業をいう。)及びその他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中((イ)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業に配分する。

4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。